

地域生産基盤強化支援事業 Q&A

I. 全体

Q1. Jミルクとしての事業効果の測定はどのようなものを考えていますか？

各地域で設定する課題解決の方針に対する具体的な取り組みについて、期待される効果と実施結果の取り纏めを基本としています。

Q2. 事業実施主体はいつまでにどこに申請すればよいですか？

29 年度は事業初年度ということもあり、取りまとめを行う指定団体から J ミルクへの申請期限を8月末に設定しています。

Q3. 予算の配分において、「北海道と都府県の酪農家戸数の比率に応じて按分」とありますが、北海道又は都府県において事業申請が予算を下回った場合、再配分は行われますか？

事業初年度ということもあり、29 年度については、現時点では再配分は行わない予定です。

Q4. 事業申請・採択が予算総額を上回る場合、「事業実施主体ごとの酪農家戸数を基本に調整を行う」とありますが、具体的な調整方法はどのように行いますか？

事業実施主体の酪農家戸数を基本に、事業費、事業内容によって優先度を勘案して調整を行います。

Q5. 助成金の支払時期はいつになりますか？また、概算払いの実施時期はいつですか？

助成金の支払いは、事業実績報告の取り纏めの後となるので、翌年度 5 月を想定しています。

概算払いは、事業実施計画の承認後に希望がある場合に実施となるので、早くて今年度 11 月を想定しています。

Q6. 助成決定額について、メニュー間での助成金の流用は認められますか？

事業実施要領第 6 の 6 に定められている上限を超える流用は認められません。

Q7. 「1 生産基盤強化の改善・指導」の「酪農乳業関係者等で構成する会議」は、幅広い構成員がいなければ認められませんか？

地域の酪農乳業関係者が緊密に連携しながら、酪農生産基盤強化を図る方策を検討する趣旨なので、生産者だけでは認められません。なお、どうしても幅広い構成員を確保することが困難な場合でも、少なくとも乳業者を構成員として協議をお願いしています。

Q8. 会議は、既存の他の会議と置き換えて開催しても良いですか？

乳業者を含む幅広い構成員で構成され、地域の生産基盤強化を図るための協議ができれば既存

の会議との置き換えも可能です。

Q9.「課題解決の方針」は既存の方針があればそれを準用してもよいですか？

要領に規定されている内容が網羅されていれば準用できます。

「酪農乳業関係者等で構成する会議」において当該方針を協議・確認することでも可能です。

Q10. 「酪農乳業関係者等で構成する会議」で設定する「課題解決の方針」は、事業実施計画申請前に策定が必要ですか？

29年度は事業初年度ということもあるので、事業実施と同時並行で進行しても構いません。

Q11. 事業実施主体は指定団体又はその直接の会員とありますが、単協では実施できませんか？

本事業は指定団体及び指定団体の直接の会員を事業実施主体としていますので、指定団体からみて孫会員に当たる単協は対象としておりません。(指定団体の直接の会員が単協である場合は事業実施主体として実施できます。) ⇒7月26日修正

Q12. 「管内」とは具体的にどこですか？

事業実施主体の管轄する範囲とします。(基本的に定款上の地区に該当する範囲)

II. 提案型生産基盤強化対策

Q13. 申請して採択されない場合もありますか？

内容等を審査させて頂き、事業の趣旨等にそぐわない場合は採択されない場合もあります。

Q14. 審査基準はどのような内容ですか？

乳牛の増頭や生乳の増産に寄与することが大前提で、地域の課題と取り組みの期待される効果なども含めて個別の提案を審査します。

ただし、以下の取り組みについては事業の対象にはしない方針です。

- ① 地域で増頭・増産が図られるとしても、その背景・理由が乳用牛の他地域からの移動など全国で見れば増頭・増産に繋がっていない事業(導入助成、導入による乳牛の増頭や産子の増加、など)
- ② 酪農家が通常の営農管理において行うべき内容の事業(搾乳機器の点検、など)
- ③ 国・ALIC・都道府県等の行政関係が措置する事業への上乗せ助成、事業対象外経費への助成
- ④ 上記に類似する取り組み及び事業の趣旨に合致しない取り組み

また、以下の取り組みについては申請或いは採択されたとしても、助成を決定する際に、優先度を低くする場合もある(助成額を引き下げる等)。

- ① 行政関係が措置する事業と同内容の事業(国の助成を受けていない前提)
- ② 申請があった全事業の中で、審査において期待される効果が低いと判断される事業。

Q15. 審査は誰が行うのですか？

Jミルクにおいて審査します。

Q16. 審査の結果採択されない場合の通知はありますか？

全ての審査が終了した段階で、採択の可否に関わらず、各事業実施主体に対して助成決定通知(採択されない場合はその通知)を发出します。

Q17. 事業実施主体が負担する費用について、要件はありますか？またその確認はどのように行いますか？

事業実施主体が費用の負担を行っていることが証明できるものであることとしています。

申請の際、例えば当該負担について組織決定した会議の議事録の写しや実施要領等の添付をお願いします。

Q18. 既に地域において生産基盤振興策に取り組んでいる場合、その財源の一部に充当することは可能ですか？

事業の趣旨に合致すれば基本的には可能です。

ただし、既存財源を基金に置き換えて負担を軽減するのではなく、基金分を拡大するよう取り組むことが望ましいと考えています。

Ⅲ. 乳用牛育成基盤強化対策

Q19. 助成金の使途は制限がありますか？また、育成を行った牧場や育成農家に支払われるのですか？

Jミルクからは事業実施主体に助成することとしており、その使途を特定していません。

(例: 育成基盤強化の場合、規模拡大による人件費に充てることにも使用できます。)

Q20. 助成金の3,000円(税込み)の内容を教えてください

Jミルクからは消費税分を除いた金額を助成するので、Jミルクから事業実施主体に支払う金額は、月額2,778円/頭となります。なお、助成金の消費税の取り扱い是不課税になりますので、最終受益者が消費税を支払う必要はありません。

Q21. 育成施設・牧場の要件はありますか？

事業実施主体管内にあって、自ら所有している牧場・施設としています。

なお、事業実施主体が預託事業を実施することを決定し、その預託先として個人やその他の牧場等の施設と委託契約等を締結して取り組む場合は、当該施設も対象とします。

本対策を事業実施主体所有の牧場・施設以外で取り組む場合は、事業実施主体が取り組む預託事業の具体的な内容や関与の方法、活用する施設との委託契約等に関する資料等を提出いただきます。

Q22. 事業実施主体が管内以外の牧場・施設に預託する事業を行う場合、助成の対象となりますか？

実施要領においては、「原則として事業実施主体管内の施設で行うこと」としてありますが、事業実施主体が所在する地域のJミルクの会員たる指定団体の管内にある牧場・施設であれば助成の対象とします。

Q23. 管内以外から育成牛の受入を行っている施設の場合、助成の算定対象となる育成牛は当該施設がある管内の育成牛のみですか？

事業実施主体の管内酪農家の育成牛のみを対象とします。

Q24. 育成牛を市場等で調達し、育成して販売する農家は事業対象となりますか？

育成牛を市場等で調達し育成して販売する農家については、預託ではないこと、自家育成牛を増加させるための基盤強化に繋がらないことから、助成の対象外とします。

IV. 更新経産牛有効活用対策

Q25. 助成は誰に支払われますか？

Jミルクからは事業実施主体に助成することとしており、経産牛売買の斡旋に係る費用等への助成としており、使途に制限はありません。

(売買の円滑化に必要であれば売り手又は買い手への助成でも構いません。)

Q26. 助成金の20,000円(税込み)の内容を教えてください。

Jミルクからは消費税分を除いた金額を助成するので、Jミルクから事業実施主体に支払う金額は、18,519円/頭となります。なお、助成金の消費税の取り扱いは不課税になりますので、最終受益者が消費税を支払う必要はありません。

Q27. 家畜市場を経由したものは対象となりますか？

市場経由の売買については、現在の乳用牛売買の実情を勘案し、助成の対象とします。

なお、事業実施主体の斡旋を市場に代替させることになるので、市場取引を事業対象としようとする場合は、事業実施主体が事業要件に係る確認を行う体制を整備することが必要です。

また、事業実施主体は、売買する酪農家に対して事業要件を明示して取り組むとともに、責任を持って要件確認を行うようお願いいたします。

Q28. 家畜商を経由した売買は助成対象となりますか？

事業実施主体が行った売買が助成対象であるため、個別的な売買は対象外となります。

Q29. 月齢や産次の制限はありますか？

制限はありません。

(なお、育成牛の地域内流通促進に関する助成は、国の事業で措置されています。)

Q30. 妊娠経産牛であれば、移動後に分娩すれば1産と認められますか？

認められます。

Q31. 売り手の要件の確認方法はどのように行いますか？また、要領にある「事業実施年度の前年度の毎月末の経産牛及び未經産牛頭数を合計した頭数で算定」とありますが、全ての売り手をこれに基づき確認しなければなりませんか？

指定団体又はその会員において、28 年度中に実施した同様の内容が把握できる調査があれば、当該調査の結果から算定して構いません。

なお、通常では要件を上回っているが、上記調査時点において偶然3割を下回る酪農家があった場合は、要領にある方法に基づき要件に該当するかを確認しても構いません。

※設問項目は適宜追加して更新します。

※「地域生産基盤強化支援事業の実施概要」も併せてご参照下さい。

以上